

改正

昭和48年3月31日規則第3号
昭和50年10月1日規則第24号
昭和54年3月30日規則第9号
昭和56年1月31日規則第1号
昭和59年6月30日規則第27号
昭和61年6月27日規則第18号
平成元年3月30日規則第14号
平成5年3月30日規則第8号
平成7年6月30日規則第29号
平成8年6月25日規則第27号
平成11年3月15日規則第14号
平成12年3月30日規則第1号
平成12年9月29日規則第25号
平成12年12月25日規則第29号
平成13年3月30日規則第10号
平成14年6月28日規則第20号
平成16年3月30日規則第22号
平成16年12月28日規則第114号
平成17年3月1日規則第3号
平成17年3月30日規則第18号
平成17年9月28日規則第32号
平成18年3月30日規則第14号
平成20年6月30日規則第28号
平成21年3月30日規則第12号
平成22年12月27日規則第45号
平成23年6月30日規則第20号
平成24年3月30日規則第14号

平成24年7月6日規則第29号

平成28年12月27日規則第38号

平成30年12月20日規則第40号

平成31年2月28日規則第4号

令和元年12月13日規則第22号

令和2年3月30日規則第16号

令和3年5月20日規則第32号

令和3年12月27日規則第52号

令和4年2月10日規則第6号

長野市廃棄物の処理及び清掃に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年長野市条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(多量の事業ごみ)

第2条 条例第2条第2項第7号アに規定する規則で定める量を超える事業ごみは、排出量が継続して1日平均50キログラムを超える事業ごみとする。

(一般廃棄物の処理の届出)

第3条 条例第7条第1項の規定による届出は、一般廃棄物（し尿及び生活雑排水を除く。）臨時収集届出書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第7条第2項前段の規定による届出は、一般廃棄物（し尿）収集届出書（様式第2号）によるものとする。

3 条例第7条第2項後段の規定による届出は、一般廃棄物（し尿）収集異動届出書（様式第3号）によるものとする。

(指定袋の製造、卸売及び小売の許可等)

第4条 条例第9条第2項の規定による許可の申請は、指定袋製造・卸売・小売許可申請書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 申請者が個人である場合には、次に掲げる書類

ア 住民票の写し

イ 未成年者にあつては、この申請に係る許可を受けることに関し、法定代理人から許可を受

けていることを証する同意書等の書類

(2) 申請者が法人である場合には、次に掲げる書類

ア 当該法人の定款又は寄附行為

イ 登記事項証明書

(3) 納税証明書

2 市長は、前項の許可をしたときは、指定袋製造許可証、指定袋卸売許可証又は指定袋小売許可証を交付するものとする。

3 前項の許可証の有効期間は、指定袋製造許可証及び指定袋卸売許可証にあつては許可の日から2年以内、指定袋小売許可証にあつては許可の日から5年以内とする。

4 第1項の許可を受けた者は、指定袋の製造、卸売又は小売を中止し、又は廃止しようとするときは、遅滞なく中止（廃止）届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（家庭ごみの収集又は運搬をすることができる者）

第4条の2 条例第9条の2第1項及び第2項の規則で定める者は、市が契約に基づき家庭ごみの収集又は運搬を委託している事業者とする。

（事業ごみの減量に関する計画）

第5条 条例第11条第1項に規定する事業ごみの減量に関する計画は、毎年、3月31日以前の1年間における実績に基づき、4月1日以後の1年間における事業ごみの減量について作成するものとする。

2 条例第11条第2項の規定による届出は、事業ごみの減量に関する（変更）計画書（様式第6号）により、毎年5月31日までに行うものとする。

（廃棄物管理責任者）

第6条 条例第11条第4項に規定する廃棄物管理責任者は、当該多量排出事業者における事業ごみの排出状況等を常時把握でき、かつ、その処理に関し権限を有する者のうちから選任するものとする。

2 条例第11条第4項の規定による届出は、廃棄物管理責任者選任（変更）届出書（様式第7号）によるものとする。

（収集を受ける場合の遵守事項）

第7条 条例第12条に規定する規則で定める遵守事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) ごみ集積所には、次に掲げる一般廃棄物を排出しないこと。

ア 有害性物質を含むもの

- イ 著しく悪臭を発するもの
- ウ 水分を多く含む状態のもの
- エ 爆発その他の危険性のあるもの
- オ 容積又は重量の著しく大きいもの
- カ 他の法令により処理方法が定められているものその他生活環境の保全上特に適正な処理を必要とするもの又は市の行う処理に支障を及ぼすおそれのあるもの

- (2) 便槽及び簡易浄化槽に異物を投入しないこと。
- (3) 便槽に雨水、地下水等が浸入しないようにその防止措置を施すこと。
- (4) し尿及び生活雑排水の収集口の周囲には、収集の障害となるものを置かないこと。
- (5) し尿及び生活雑排水の収集のための通路を確保すること。

(処理手数料の徴収事務の委託)

第7条の2 条例別表第1に規定する定期収集によるものの処理手数料については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により徴収の事務を委託するものとする。

2 前項の規定による委託を受けた者は、徴収した処理手数料を市長が指定する期日までに、市長が別に定める方法により、長野市財務規則（平成6年長野市規則第3号）第99条第1項に規定する指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関（株式会社商工組合中央金庫長野支店を除く。）に払い込まなければならない。

3 前項に定めるもののほか、第1項の規定による委託を受けた者が納入者に領収書を交付する方法又は委託に係る手数料の受払い等に関し必要な事項は、長野市財務規則第51条の規定にかかわらず、市長が別に定める。

(処理手数料等の納付の時期等)

第8条 条例別表第1に規定する定期収集によるものの処理手数料は、指定袋又は粗大ごみシールと引換えに納付しなければならない。

2 条例別表第1に規定するその他のもの及び資源再生センターに搬入するものの処理手数料は、その都度納付しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

3 条例別表第1に規定するし尿の処理手数料は、2月作業分を一括して納付しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

(手数料の適用区分)

第9条 条例別表第1に規定する規則で定める一般廃棄物の処理手数料の適用については、次の各

号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 一般廃棄物（し尿及び生活雑排水を除く。）のうち市が収集、運搬及び処分するもの 次
のア及びイに掲げる区分に応じ、当該ア及びイに掲げるもの
ア 定期収集によるもの ごみ集積所に持ち込む家庭ごみ
イ その他のもの ア以外の市が収集、運搬及び処分するもの
- (2) 一般廃棄物（し尿及び生活雑排水を除く。）のうち資源再生センターに搬入するもの 市
民若しくは事業者又はこれらの委託を受けた者が資源再生センターに搬入するもの
- (3) し尿のうち定額によるもの 次のいずれかに該当するもの（次号のいずれかに該当するもの
を除く。）
ア 一般家庭から排出されるし尿
イ 常時居住し、又は使用する人員が把握できる施設から排出されるし尿
- (4) し尿のうち従量によるもの 次のいずれかに該当するもの
ア 事業所、官公署、学校、旅館、飲食店等不特定多数の者が出入りする施設から排出される
し尿
イ 簡易水洗便所のし尿
ウ 浄化槽の汚泥等
エ その他市長が必要と認めるもの
(処理手数料の算定)

第10条 一般廃棄物（し尿及び生活雑排水を除く。）のうち条例別表第1に規定するその他のもの
及び資源再生センターに搬入するものの処理手数料は、市長が計量した体積及び重量をもつて算
定する。

2 し尿のうち定額によるものの人数割料は、市長が認定した毎月1日現在の当該一般家庭等の構
成人員（1月以上の同居者を含む。）をもつて算定する。

3 し尿のうち従量によるものの処理手数料は、委託業者が計量し、市長が確認した収集量により
算定する。

第11条 削除

(手数料の減免)

第12条 条例第17条の規定による減免を受けようとする者は、手数料減免申請書（様式第8号）を
市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(一般廃棄物処理業の許可申請等)

第13条 法第7条第1項の規定による許可の申請は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書（様式第9号）に次に掲げる書類及び図面を添えて行うものとする。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- (3) 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
- (4) 当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- (5) 申請者が法人である場合には、直前2年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに市税の納税証明書
- (6) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書及び市税の納税証明書
- (7) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (8) 申請者が個人である場合には、住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下この条において同じ。）
- (9) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面
- (10) 申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次号において同じ。）の住民票の写し）
- (11) 申請者が法人である場合には、役員住民票の写し
- (12) 申請者に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し
- (13) 運搬車の自動車検査証の写し及び写真
- (14) その他市長が必要と認める書類及び図面

2 法第7条第6項の規定による許可の申請は、一般廃棄物処分業許可申請書（様式第10号）に次に掲げる書類及び図面を添えて行うものとする。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類

- (2) 事業の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面（当該施設が法第8条第1項の許可を受けた施設又は法第15条の2の5の規定により設置した施設である場合を除く。）
- (3) 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類
- (4) 一般廃棄物の処分（埋立処分を除く。）を業として行う場合には、当該処分後の一般廃棄物の処理方法を記載した書類
- (5) 当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類
- (6) 当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- (7) 処分施設の維持管理計画書
- (8) 前項第5号から第12号までに掲げる書類
- (9) その他市長が必要と認める書類及び図面

3 第1項の規定は法第7条第2項の規定による許可の更新について、前項の規定は同条第7項の規定による許可の更新について準用する。

4 市長は、法第7条第1項又は第6項の規定による許可をしたときは、許可証を交付するものとする。

5 前項の規定による許可証の交付を受けた者は、当該許可証を損傷し、又は紛失したときは、速やかにその再交付を申請しなければならない。

6 第4項の規定による許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに当該許可証を市長に返還しなければならない。

- (1) 許可の有効期間が満了したとき。
- (2) 許可を取り消されたとき。
- (3) 事業を廃止したとき。
- (4) 前項の規定による許可証の再交付を受けたとき（紛失による場合を除く。）。

（一般廃棄物処理業の許可の基準）

第14条 法第7条第1項又は第6項の規定による許可に係る基準は、同条第5項又は第10項に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 申請者が市内に住所を有する者（法人にあつては、市内に事務所又は事業所を有する者）で、自ら一般廃棄物処理業を実施するものであること（次のいずれかに該当する場合を除く。）。

ア 長野広域連合を組織する市町村（長野市、千曲市、埴科郡坂城町及び上高井郡小布施町を除く。以下このアにおいて同じ。）の区域内において法第7条第1項の規定による当該市町村の長の許可を受けて一般廃棄物を収集した者が当該一般廃棄物を長野広域連合が市内に設置する法第8条第1項に規定するごみ処理施設に搬入する場合

イ 市内に設置された特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第17条に規定する指定引取場所において、市外で収集した同法第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物の引渡しのみを行う場合

（2） 一般廃棄物の適正な処分先を確保できること（最終処分を業として行う者を除く。）。

（3） 市税及び市の一般廃棄物処理手数料の滞納がないこと。

（4） 許可の更新の場合にあつては、当該許可の有効期間の満了前1年間に収集運搬又は処分の実績があること。

（許可の取消し等）

第15条 市長は、法第7条第1項又は第6項の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命ずることがある。

（1） 条例又はこの規則に違反したとき。

（2） 虚偽の申請その他不正な手段により許可を受けたとき。

（3） 前条に定める許可に係る基準に該当しなくなつたとき。

（4） 正当な理由がなく、事業の全部又は一部を休止したとき。

（帳簿の記載）

第16条 法第7条第1項又は第6項の規定による許可を受けた者は、同条第15項に定めるもののほか、処理料金を帳簿に記載するものとする。

（一般廃棄物処理業の変更許可申請等）

第17条 法第7条の2第1項の規定による許可の申請は、一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書（様式第11号）に、第13条第1項各号又は第2項各号に掲げる書類及び図面のうち当該変更に係るものを添えて行うものとする。

2 法第7条の2第3項の規定による廃止の届出は、一般廃棄物処理業廃止届出書（様式第12号）により、10日以内に行うものとする。

3 法第7条の2第3項の規定による変更の届出は、一般廃棄物処理業変更届出書（様式第13号）に、第13条第1項各号又は第2項各号に掲げる書類及び図面のうち当該変更に係るものを添えて、

10日以内に行うものとする。

- 4 法第7条の2第4項又は第5項の規定による届出は、一般廃棄物処理業欠格要件該当届出書（様式第14号、様式第14号の2）により行うものとする。

（一般廃棄物処理施設の設置許可申請等）

第18条 法第8条第1項の規定による許可の申請は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書（様式第15号）によるものとする。

- 2 第13条第4項から第6項までの規定は、前項の許可について準用する。

- 3 法第8条の2第5項の規定による検査の申請は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書（様式第16号）によるものとする。

- 4 前項の申請書には、しゅん工後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図その他参考となる書類又は図面を添付するものとする。

（一般廃棄物処理施設の定期検査申請）

第19条 法第8条の2の2第1項の規定による検査の申請は、一般廃棄物処理施設定期検査申請書（様式第17号）によるものとする。

（一般廃棄物処理施設の変更許可申請等）

第20条 法第9条第1項の規定による許可の申請は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書（様式第18号）によるものとする。

- 2 法第9条第3項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書（様式第19号）により、10日以内に行うものとする。

（熱回収施設設置者の認定申請等）

第21条 法第9条の2の4第1項の規定による認定の申請は、熱回収施設設置者認定申請書（様式第20号）によるものとする。

- 2 市長は、法第9条の2の4第1項の規定による認定をしたときは、認定証を交付するものとする。

- 3 政令第5条の5の規定による届出は、熱回収施設休廃止等届出書（様式第21号）によるものとする。

- 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第5条の5の11第1項の規定による報告は、熱回収報告書（様式第22号）によるものとする。

（許可証の再交付申請等）

第22条 第13条第5項及び第6項の規定は、省令第10条の2、第10条の6、第10条の14、第10条の

18又は第12条の5に規定する許可証の交付を受けた者について準用する。

(報告の徴収)

第23条 法第7条第1項又は第6項の規定による許可を受けた者は、前月分の一般廃棄物の処理に関し、毎月15日までに、一般廃棄物処理業務実績報告書(様式第23号から様式第26号まで)を市長に提出しなければならない。

(身分証明書)

第24条 法第19条第3項及び条例第19条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第27号)とする。

(台帳の閲覧)

第25条 法第19条の12第3項の規定により台帳を閲覧に供する場所は、長野市環境部廃棄物対策課とする。

2 長野市の休日を定める条例(平成2年長野市条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日は、台帳を閲覧することができない。

3 台帳の閲覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

4 台帳を閲覧しようとする者は、係員に申し出て、閲覧場所に備える台帳閲覧簿に所定の事項を記載しなければならない。

5 台帳を閲覧する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 係員の指示に従って所定の場所で閲覧すること。

(2) 台帳を汚損し、又は損傷しないこと。

(3) 他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。

6 市長は、台帳を閲覧する者が前項の規定に違反したときは、閲覧を停止し、又は禁止することがある。

(生活環境影響調査の結果の縦覧等)

第26条 前条第2項から第6項までの規定は、法第9条の3第2項(同条第9項(法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する縦覧(長野市役所において縦覧に供する場合に限る。)について準用する。この場合において、「台帳」とあるのは「条例第20条に規定する調査書及び法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類」と、「閲覧」とあるのは「縦覧」と読み替えるものとする。

2 条例第22条に規定する意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地)

- (2) 一般廃棄物処理施設の種類
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

(受託者による生活環境影響調査の結果の縦覧等)

第27条 前条の規定は、法第9条の3の3第2項（同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する縦覧について準用する。この場合において、前条第1項中「前条第2項」とあるのは「第25条第2項」と、「第9条の3第2項（同条第9項（法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））」とあるのは「第9条の3の3第2項（同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項）」と、「第20条に規定する調査書」とあるのは「第23条に規定する受託者の調査書」と、同条第2項中「第22条」とあるのは「第27条」と読み替えるものとする。

(長野市廃棄物減量等推進審議会)

第28条 条例第28条第1項に規定する長野市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

第29条 条例第29条第7項に規定する専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

- 2 前項の専門部会に、部会長1人を置き、専門部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 3 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の審議の状況及び結果を会長に報告する。
- 4 部会長に事故があるときは、専門部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 5 条例第29条第8項に規定する専門委員は、市長が委嘱する。
- 6 前項の専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(補則)

第30条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

(規則の廃止)

- 2 長野市清掃条例施行規則（昭和44年長野市規則第11号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則施行の際、旧規則の規定に基づいてなされた申請又は許可等については、この規則の相当規定に基づいてなされた申請又は許可等とみなす。

附 則 (昭和48年3月31日規則第3号)

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年10月1日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年3月30日規則第9号)

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年1月31日規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和56年2月1日から施行する。ただし、様式第5号の1及び様式第5号の2を削る改正規定は、同年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第8条の規定は、従量によるものを除き、昭和56年3月1日から適用する。

附 則 (昭和59年6月30日規則第27号)

この規則は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則 (昭和61年6月27日規則第18号)

この規則は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月30日規則第14号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月30日規則第8号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年6月30日規則第29号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存する用紙は、当分の間必要な補正を加えて、これを使用することができる。

附 則（平成8年6月25日規則第27号）

この規則は、平成8年11月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定及び第8条の次に4条を加える改正規定中第8条の2の部分は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月15日規則第14号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月30日規則第1号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

（手数料に関する経過措置）

3 この規則の施行の日前においてこの規則による廃止前又は改正前のそれぞれの規則の規定により納付すべきであった手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成12年9月29日規則第25号）

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成12年12月25日規則第29号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第14条第1号の改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年6月28日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月30日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年12月28日規則第114号）

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成17年3月1日規則第3号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月30日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年9月28日規則第32号）

（施行期日）

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(長野市事務分掌規則の一部改正)

2 長野市事務分掌規則(昭和47年長野市規則第19号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成18年3月30日規則第14号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年6月30日規則第28号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の長野市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第7条の2第1項の委託を受けた者は、当分の間、長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例(平成20年長野市条例第45号。次項において「改正条例」という。)附則第4項に規定するシール(以下「旧指定袋手数料納付済みシール」という。)を取り扱うことができる。

3 改正条例附則第2項に規定する旧指定袋を使用して家庭ごみをごみ集積所に排出する場合における改正条例による改正後の長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年長野市条例第10号)別表第1に規定する定期収集によるものの処理手数料は、旧指定袋手数料納付済みシールと引換えに納付しなければならない。

附 則(平成21年3月30日規則第12号)

この規則は、平成21年7月1日から施行する。ただし、第8条第2項、第11条、第12条及び様式第8号の改正規定は、同年10月1日から施行する。

附 則(平成22年12月27日規則第45号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則(平成23年6月30日規則第20号)

この規則中第1条の規定は平成23年7月1日から、第2条の規定は平成24年1月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第14号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月6日規則第29号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成28年12月27日規則第38号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に存する様式用の紙は、当分の間、必要な補正を加えて、これを使用することができる。

附 則（平成30年12月20日規則第40号）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年3月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第13条第3項、第25条第1項及び様式第27号の改正規定 公布の日

（2） 次項の規定 平成31年1月1日

（3） 第8条第2項、第9条第2号及び第10条第1項の改正規定 平成31年4月1日

（準備行為）

2 長野広域連合を組織する市町村（長野市、千曲市、埴科郡坂城町及び上高井郡小布施町を除く。以下この項において同じ。）の区域内において廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定による当該市町村の長の許可を受けて一般廃棄物を収集した者が当該一般廃棄物を長野広域連合が市内に設置する同法第8条第1項に規定するごみ処理施設に搬入するための同法第7条第1項の規定による許可の申請は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成31年2月28日規則第4号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月13日規則第22号）

（施行期日）

1 この規則は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和元年12月14日）から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の長野市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の規定は、この規則の施行

の日以後に行われる申請等に係る手続について適用し、同日前に行われた申請等に係る手続については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 3 月 30 日規則第 16 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 5 月 20 日規則第 32 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に存する用紙は、当分の間必要な補正を加えて、これを使用することができる。

附 則（令和 3 年 12 月 27 日規則第 52 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 2 月 10 日規則第 6 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。（後略）

（長野市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の長野市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（以下「新規則」という。）第 4 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以後に行われる長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 47 年長野市条例第 10 号）第 9 条第 2 項の規定による許可の申請（以下「許可の申請」という。）に係る手続について適用し、同日前に行われた許可の申請に係る手続については、なお従前の例による。
- 3 民法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 59 号）附則第 2 条第 3 項の規定又は同法附則第 3 条第 3 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 753 条の規定により成年に達したものとみなされる者に係る許可の申請については、新規則第 4 条第 1 項第 1 号イ及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

様式第1号（第3条関係）

一般廃棄物（し尿及び生活雑排水を除く。）臨時収集届出書

年 月 日

長野市長 宛

住 所

氏 名

一般廃棄物（し尿及び生活雑排水を除く。）の臨時収集を受けたいので長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条第1項の規定により届け出ます。

可燃ごみ	種 類	
	排 出 量	台
不燃ごみ	種 類	
	排 出 量	台
資源物	種 類	缶・瓶・紙・その他（ ）
	排 出 量	台
一括積載	種 類	
	排 出 量	台
その他	種 類	犬、猫等の死体・その他（ ）
	排出量・個数	


備考 「可燃ごみ」、「不燃ごみ」及び「資源物」は、一般廃棄物処理実施計画に定めるところによる「可燃ごみ」、「不燃ごみ」及び「資源物」とする。

様式第2号 (第3条関係)

一般廃棄物(し尿)収集届出書

長野市長 宛

し尿の収集について、長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条第2項前段の規定により届け出ます。

作業区分 定 従	住所コード	個人コード	届出年月日	転入(居)年月日	1 前入居者有り	人員	回数	箇所	
					2 上記以外の新築等				
住所(アパート名・部屋番号及び方書) 郵便番号 — 長野市						距離	1	2	3
フリガナ									
氏名 又は事業所名						連絡先: 電話番号(自宅 勤務先)			
借家の管理人 住所						氏名(名称) 電話番号 — —			
前入居者氏名			料金の請求先(作業場所と異なる場合記入)						
			郵便番号 —						
自宅付近の略図(目標地点から) 			住所		番地				
			方書						
			氏名						
			電話番号		— —				
			くみ取りの時期		1 至急作業してください。 2 今月中に作業してください。 3 来月から作業してください。				
住宅地図 P NO			口座振替継続		す る		し ない		

太枠内に記入してください。

* 距離区分 1.....40m未満 2.....40m~60m未満 3.....60m以上

様式第3号 (第3条関係)

一般廃棄物(し尿)収集異動届出書

長野市長 宛

し尿の収集について届け出た事項に異動がありましたので、長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条第2項後段の規定により届け出ます。

区 分	業者コード	住所コード	個人コード	届出年月日	異動(変更)年月日
1 定額 2 従量					
異動区分		住所(アパート名・部屋番号及び方書)			変更、廃止等の月
変 更 廃 止 転 出 転 居 一時中止 復活		長野市			月から
名 義 地 番 方 書 回 数 回 数 距 離 請求先 水 洗 化 定 額 従 量 その他		フリガナ		電話番号 (自宅 勤務先)	旧名義・地番
氏名 又は事業所名		— —			
家族人員	くみ取り回数	清掃車からの距離	納入区分	口座継続	転出(居)先住所 郵便番号 —
人	回	1 40m未満 2 40m~60m未満 3 60m以上	1 納付制 2 口座振替	1 する 2 しない	電話番号 — —

料金の請求先(異なる場合のみ記入)

住所(アパート名・部屋番号及び方書) 郵便番号 —
氏名

様式第4号（第4条関係）

製造
指定袋 卸売 許可申請書
小売

年 月 日

長野市長 宛

住 所
氏 名
連絡先（電話）
（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第9条第2項の規定による指定袋の製造卸売の許可を受けたいので申請します。

1 業務を取り扱う営業所・店舗等の名称及び所在地

2 担当者の氏名及び連絡先
氏 名
連絡先（電話）

注 1には、複数の営業所・店舗等において業務を取り扱う場合は、その全てを記入すること。

中止（廃止）届出書

年 月 日

長野市長 宛

住 所
氏 名
連絡先（電話）
（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

製造 中止
指定袋の卸売を 廃止 したいので、長野市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第4条第
小売 廃止
4項の規定により届け出ます。

許可の年月日 及び許可番号	
中止（廃止） する理由	
中止の期間 又は 廃止の年月日	

（表）

年度事業ごみの減量に関する（変更）計画書

年 月 日

長野市長 宛

住所

氏名

連絡先（電話）

〔法人にあつては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

事業ごみの減量に関する計画を^{作成}変更したので、長野市廃棄物の処理及び清掃に関する
条例第11条第2項の規定により届け出ます。

- 1 建築物の名称及び主な用途
- 2 事業所の名称及び所在地
- 3 事業の内容
- 4 廃棄物管理責任者の役職及び氏名
- 5 前年度の事業ごみの減量及び再生利用の状況
（減量・再生利用の具体的方法）
- 6 今年度の事業ごみの減量及び再生利用の目標
 - (1) 今年度の減量・再生利用の具体的方法
 - (2) 前年度と比較して増減する理由
 - ア 総排出量
 - イ ごみとして排出する量
 - ウ 資源物として排出する量
 - エ 資源化率

(裏)

前 年 度 （ 年 度 ） の 実 績	区分		排出量（t/年）	回収業者名
	ごみとして排出したもの	可燃ごみ		
	ごみとして排出した量の小計A			
	資源物として排出したもの	紙（新聞・ちらし）		
		紙（段ボール）		
		紙（牛乳パック）		
		紙（OA用紙）		
		紙（その他）		
		紙（機密書類）		
		瓶類		
		缶類		
		ペットボトル		
		食品廃棄物		
資源物として排出した量の小計B				
総排出量A+B				
資源化率B/A+B（%）				
今 年 度 （ 年 度 ） の 計 画	区分		排出量（t/年）	回収業者名
	ごみとして排出したもの	可燃ごみ		
	ごみとして排出した量の小計A			
	資源物として排出したもの	紙（新聞・ちらし）		
		紙（段ボール）		
		紙（牛乳パック）		
		紙（OA用紙）		
		紙（その他）		
		紙（機密書類）		
		瓶類		
		缶類		
		ペットボトル		
		食品廃棄物		
資源物として排出した量の小計B				
総排出量A+B				
資源化率B/A+B（%）				

廃棄物管理責任者選任（変更）届出書

年 月 日

長野市長 宛

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

廃棄物管理責任者を^{選任}した_{変更}ので、長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第11条
第4項の規定により届け出ます。

- 1 建築物の名称
- 2 建築物の所在地
- 3 事業所の名称
- 4 事業所の所在地
- 5 廃棄物管理責任者の役職及び氏名

連絡先（電話）

- 6 変更年月日 年 月 日
- 7 変更の理由

備考 6及び7は、変更の場合のみ記入すること。

手 数 料 減 免 申 請 書

年 月 日

長野市長

宛

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名〕

手数料の減免を受けたいので、長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第17条の規定により、申請します。

減免を受けたい 手数料の区分	
減免を受けよう とする理由	
減免を受けよう とする期間	年 月 日 ～ 年 月 日
※ 減免の金額	

注 ※欄は、記入しないこと。

(表)
一般廃棄物収集運搬業許可申請書

年 月 日

長野市長 宛

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

一般廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、申請します。

事業の範囲（取り扱う一般廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）	
営業区域	
事務所及び事業場の所在地	事務所
	事業場
事業の用に供する施設の種類及び数量	
積替え又は保管を行う場合は、積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う一般廃棄物の種類及び積み上げることができる高さ	
申請者（個人である場合）	
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日
	本籍
	住所
申請者（法人である場合）	
(ふりがな) 名 称	住所

(裏)

法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所

備考

- 「法定代理人」から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

(表)
一般廃棄物処分業許可申請書

年 月 日

長野市長 宛

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

一般廃棄物処分業の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、申請します。

事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う一般廃棄物の種類を記載すること。）	
事務所及び事業場の所在地	事務所
	事業場
事業の用に供する全ての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）	
保管を行う場合は、保管を行う全ての場所の所在地、面積、保管する一般廃棄物の種類及び積み上げることができる高さ	
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
申請者（個人である場合）	
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日
	本籍
	住所
申請者（法人である場合）	
(ふりがな) 名 称	住所

(裏)

法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所

備考

- 「法定代理人」から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

(表)
一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書

年 月 日

長野市長 宛

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

一般廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の規定により、申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
収集運搬業・処分業の別	
許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあつては取り扱う一般廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては処分の方法ごとに区分して取り扱う一般廃棄物の種類を記載すること。）	
変更の内容	
変更の理由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
申請者（個人である場合）	
（ふりがな） 氏 名	生 年 月 日
	本籍
	住所

(裏)

申請者 (法人である場合)		
(ふりがな) 名	称	住所
法定代理人 (申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名	称	住所
役員 (法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
	役職名・呼称	
役員 (申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
	役職名・呼称	
政令第4条の7に規定する使用人 (申請者に当該使用人がある場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
	役職名・呼称	

備考

- 1 「法定代理人」から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 2 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

一般廃棄物処理業廃止届出書

年 月 日

長野市長 宛

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名〕

一般廃棄物処理業に係る次の事項について廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第3項の規定により、届け出ます。

許可の年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
廃止した事業 の 内 容	
廃 止 の 理 由	
廃止の年月日	

一般廃棄物処理業変更届出書

年 月 日

長野市長

宛

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名〕

一般廃棄物処理業に係る次の事項について変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第3項の規定により、届け出ます。

許 可 年 月 日		
許 可 番 号		
変 更 事 項		
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 理 由		
変 更 年 月 日		

一般廃棄物処理業欠格要件該当届出書

年 月 日

長野市長

宛

住 所
氏 名

連絡先（電話）

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

一般廃棄物処理業に係る以下の事項について欠格要件に該当したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第4項の規定により届け出ます。

許可の内容	許可の年月日 及び許可番号	年 月 日付け 第 号
	処理施設設置場所 *	
	処理施設種類*	
欠格事項の内容	該当する欠格要件	法第7条第5項第4号（ ）
	該当するに至った年月日	年 月 日
	該当するに至った 具体的事由

備考

- 1 欠格要件とは、法第7条第5項第4号ロからトまで又は同号リからルまで（同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号イ又はチに係るものを除く。）をいう。
- 2 各欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。
- 3 *印の事項は、該当する場合のみ記入すること。

様式第14号の2 (第17条関係)

一般廃棄物処理業欠格要件該当届出書

年 月 日

長野市長 宛

住 所
氏 名

連絡先 (電話)

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第5項の規定により届け出ます。

許可の年月日 及び許可番号	年 月 日付け			第	号
該 当 者	住 所				
	役職名		生年月日	年 月 日	
	ふりがな 氏 名				
※処理施設設置場所					
※処理施設種類					

備考 ※印の事項は、該当する場合のみ記入すること。

一般廃棄物処理施設設置許可申請書

年 月 日

長野市長 宛

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日
一般廃棄物処理施設の処理能力		$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 m^2 埋立容量 m^3
※ 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法（排出の方法（排出の位置、排出先等を含む。）を含む。）
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		

(第2面)

※ 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
※ 災害防止のための計画（一般廃棄物の最終処分場である場合）			
焼却灰等又は汚泥等の処分方法	特別管理一般廃棄物以外の一般廃棄物	区 分	自家処分 委託処分
		処分方法	
	特別管理一般廃棄物	区 分	自家処分 委託処分
		処分方法	
※ 埋立処分の計画（最終処分場の場合）			
※ 一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			

(第4面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）			
発行済株式の総数		株 出 資 の 額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本籍
		割 合	住所
政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本籍	
	役職名・呼称	住所	

備考

- 1 一般廃棄物処理施設の種類のについては、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入し、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を（ ）書きすること。
- 2 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類のについては、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。
- 3 ※欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 4 ※欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 「法定代理人」から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 6 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

一般廃棄物処理施設使用前検査申請書

年 月 日

長野市長

宛

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名〕

一般廃棄物処理施設の使用前検査を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項（法第9条第2項において準用される場合を含む。）の規定により、申請します。

許可の年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
設置場所	
しゅん工の年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日

一般廃棄物処理施設定期検査申請書

年 月 日

長野市長 宛

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定により、申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号

一般廃棄物処理施設変更許可申請書

年 月 日

長野市長 宛

住 所
氏 名
連絡先（電話）
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日		年 月 日	
許可番号			
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変 更 後	変 更 前
		$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 m^2 埋立容量 m^3	$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 m^2 埋立容量 m^3
	※ 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
※ 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変更の理由			
着工予定年月日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）			
発行済株式の総数		株 出 資 の 額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本籍
		割 合	住所
政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本籍	
	役職名・呼称	住所	

備考

- 1 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入し、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を（ ）書きすること。
- 2 ※欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
 - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設にあつては生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目、最終処分場にあつては排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- 3 ※欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 「変更の内容」の欄については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 5 「法定代理人」から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 6 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

年 月 日

長野市長 宛

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名〕

一般廃棄物処理施設を軽微変更等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項の規定により、届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
許可の年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
変更の内容	※ 軽 微 な 変 更	
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の変更	
	※ 省令第5条の4に掲げる事項の変更	
廃止若しくは休止又は再開の理由		(廃止・休止・再開の別)
廃止若しくは休止又は再開の年月日		年 月 日

備考 ※欄の記入については、できる限り図面、表等を利用すること。

熱回収施設設置者認定申請書

年 月 日

長野市長 宛

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

一般廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、申請します。

熱回収施設の設置の場所		
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力	
	※ 設備の位置、構造等の設置に関する計画	
	※ 設備の維持管理に関する計画	
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類	
	熱回収の方法	
	熱回収率	%
許可の年月日及び許可番号		年 月 日 第 号

備考

- 1 設備の種類については、ボイラー、発電機又は熱交換器の別を記入すること。
- 2 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量（トン／時）、発電機出力（キロワット）又は熱交換器の能力（キロジュール／時）（熱交換器が複数ある場合は、それぞれの能力）を記載すること。

- 3 ※欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。
- (1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造並びに熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図面を添付すること。
- (2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画も記載すること。
- 4 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用又は発電・熱利用の併用の別を記入すること。
- 5 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。

熱回収施設休廃止等届出書

年 月 日

長野市長 宛

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

熱回収施設を休廃止等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定により、届け出ます。

熱回収施設の設置の場所		
認定の年月日及び認定番号		年 月 日 第 号
熱回収を行わなくなつたとき	理 由	
	年 月 日	年 月 日
廃止、休止又は再開したとき	理 由	(廃止・休止・再開の別)
	年 月 日	年 月 日
熱回収に必要な設備を変更したとき	※ 変更の内容	
	理 由	
	年 月 日	年 月 日

備考

- ※欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

熱回収報告書

年 月 日

長野市長 宛

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11第1項の規定により、熱回収に関する報告書を提出します。

認定の年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
年4月1日から 年3月 31日までの年間の熱回収率	%

備考 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。

様式第23号（第23条関係）
 一般廃棄物処理業務実績報告書（収集運搬業用）

年 月 日

長野市長 宛

住 所
 氏 名
 連絡先（電話）
 [法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名]

年 月分の業務実績を、長野市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第23条の規定により、次のとおり報告します。

取扱事業所数		件	稼働延車両数		台
廃棄物の種類	排出元市町村名		搬入先	運搬量	
					kg
					kg
					kg
					kg
					kg
					kg
					kg
					kg
					kg

様式第24号（第23条関係）

一般廃棄物処理業務実績報告書（処分業用）

年 月 日

長野市長 宛

住 所
氏 名
連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月分の業務実績を、長野市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第23条の規定により、次のとおり報告します。
取扱事業所数 件

受け入れた一般廃棄物		処分方法	受け入れた一般廃棄物のうち再生された製品			処分後の一般廃棄物	
品 目	受入量 kg		品 目	生産量 kg	搬出先	量 kg	搬出先

一般廃棄物処理業務実績報告書

年 月 日

長野市長 宛

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月分の業務実績を、長野市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第23条の規定により、次のとおり報告します。

収集・運搬及び処分の別	(1) 収集・運搬		(2) 処分
廃棄物の種類	(1) し尿		(2) 浄化槽汚泥
搬入・処分施設名	収集・運搬・処分量	処 理 件 数	延車両台数
長野市衛生センター	kl	件	台
千曲衛生センター			
犀峽衛生センター			
須高衛生センター			
豊田衛生センター			
そ の 他			
合 計			

注 この様式は、し尿及び浄化槽汚泥処理について使用する。

